

2016年9月28日

## 教育の情報化の推進に関する制度設計に対する要望

一般社団法人 日本書籍出版協会

現在、文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会ならびに教育の情報化の推進に関する当事者間協議では標記の問題について議論が進められておりますが、当協会としてはその検討過程において特に下記の点を考慮して頂きたくお願い申し上げます。

1. 教育の効果を高めるために既存の著作物、出版物の利用促進を図ることは重要であり、それが出版の目的の一つでもあることから権利者としても異存はない。
2. 教育という公益性の高い利用について、一定範囲の権利制限によって無許諾無報酬の著作物の利用が可能となっていること（現行著作権法第35条）は否定しないが、公益性が高いからといってそれだけで権利制限の条件を満たすことにはならない。ベルヌ条約における権利制限の要素にも「公益性」という観点は含まれていない。公益的な事業にもコストはかかるのは当然であり、公益性だけに主眼が置かれることのないよう最大限の配慮をお願いしたい。権利者としてはこれ以上の無許諾無報酬の権利制限には反対である。
3. 今後は許諾方式ならびに既存の電子配信出版物の利用契約によって利用の促進を図るべきである。特に、現行著作権法第35条但書ならびに同ガイドラインに定義される児童・生徒・学生によって利用されることを目的としている出版物が無許諾無報酬で複製・送信利用されることになれば出版事業そのものが成り立たなくなり、市場への出版物の供給も行われなくなってしまう。なお、許諾方式によって利用される場合には、その対価は当該出版物を購入することと同等のもの、ならびにその利用量に応じた従量制の利用料とすべきである。
4. 許諾方式に伴って必要となるのは著作物の複製管理と許諾システムの更なる整備である。教育機関における著作物の複製は紙媒体、電子媒体を問わず商業用出版物が主な対象であることから、権利者は出版物を単位としたワンストップショッピングを含む利用者にとって、より利便性の高い制度を作り上げることを最優先して取り組む所存である。
5. 現在著作権等管理団体によって許諾方式が運用されているところについて新たな権利制限の対象となることのないよう要望する。
6. 孤児作品あるいは複製管理が行われていない著作物の利用については一定の条件のもとに権利制限の対象とすることもやむを得ないが、その場合には適切な補償金が必要である。

7. 制度の運用には教育を担当する教員ならびにその管理者に対する著作権教育が必須である。現在の著作権法第 35 条ならびに同ガイドライン、および関連する権利制限規定等が正しく理解され、拡大解釈されることが起きないための教育プログラムを制定・運用することが必要である。同時に管理団体が行っている許諾方式を正しく理解し、管理団体との契約促進のための担当者の設置も不可欠である。権利者団体ならびに複製管理団体はそのための協力、協同へ向けた取り組みについては最大限支援する所存である。
8. 出版物の電子的利用について、教育目的の出版物とはじめとして、既に多くのコンテンツが出版社によって提供・電子配信されている。著作物の電子的利用が教育効果を高めるものであることは双方が認めるところであり、教育機関はこういった電子出版物、電子コンテンツの利用をまず検討し、導入することによって利用の促進を図って頂きたい。既存の電子配信の契約による利用より権利制限が優先することあってはならないと考える。
9. この問題に対する制度を作り上げた段階で避けて通れないのは利用に対する許諾料、ならびに状況に応じた補償金である。国、都道府県、市区町村における教育予算の確保は制度設計と同様に重要な課題であり、制度が絵に描いた餅にならないよう、並行して検討して頂きたい。

以 上